

令和6年10月30日

市政記者クラブ 様

交通局 自動車部自動車運転課
(高嶋 972-3871)

道路運送法違反に伴う行政処分（事業用自動車の使用停止）等について

令和6年3月5日猪高営業所及び令和6年4月7日緑営業所において、市バス運転士が運行中に携帯電話を操作したなどの事案について、中部運輸局の監査を受け、本日、道路運送法違反により行政処分等を受けました。

市民の皆さまやお客さまにご迷惑をお掛けし、信頼を大きく損ねることとなったことに対し深くお詫び申し上げます。

今後、輸送の安全確保に向けて、関係法令の厳守をはじめとする再発防止策を徹底し、厳正な運行管理を行ってまいります。

1 行政処分等について

(1) 行政処分（緑営業所）

ア 処分内容

事業用自動車の車両使用停止 10日車（1両×10日間）

イ 違反内容及び違反条項

主として運行する路線・営業区域の状態及びこれに対処することができる運転技術並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について、運転者に対する指導監督が不適切であった。

（道路運送法第27条第3項）

（旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項）

(2) 文書警告の受領（猪高営業所）

主として運行する路線・営業区域の状態及びこれに対処することができる運転技術並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について、運転者に対する指導監督が不適切であった。

（道路運送法第27条第3項）

（旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項）

2 再発防止策

今回の事案を受け、個人用携帯電話のバス車内への持ち込みを原則禁止とするサービス規程の遵守を徹底するよう改めて指導するとともに、運行管理者が車内ドライブレコーダーを無作為に確認することを全乗務員に予告し、実施することにより、再発防止に努めてまいります。